

## 周南市高齢者等のごみ出し支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定されたごみ収集場所にごみを排出することが困難な高齢者、障害者等が、在宅生活を維持できるよう支援することを目的として行うごみ出し支援事業（以下「支援事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(支援事業の対象者等)

第2条 支援事業を利用することができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 自ら指定されたごみ収集場所にごみを排出できない者
- (3) ごみの排出につき、親族、近隣住民、ヘルパー等の協力が得られないと認められる者
- (4) 地域包括支援センター又は相談支援事業所が支援の必要性を認めた者
- (5) 次のいずれかに該当する者のみで構成されている世帯にある者
  - ア 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けた者で、同項の要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項第1号から第5号までに掲げる区分に該当すると認められた者
  - イ 介護保険法第19条第2項に規定する要支援認定を受けた者で、同項の要支援状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第2条第1項第1号又は第2号に掲げる区分に該当すると認められた者
  - ウ 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準に該当する第1号被保険者（事業対象者）
  - エ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者で、障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める身体障害者障害程度等級表の1級又は2級に該当する者
  - オ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省事務次官通知）により療育手帳を交付された者で、障害の程度がA判定に該当する者
  - カ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に定める障害等級の1級に該当する者

キ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条の対象となる疾病に罹患している者

ク アからキまでに掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

（利用の申請）

第3条 支援事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、周南市高齢者等のごみ出し支援事業利用申請書（別記様式第1号）、同意書（別記様式第2号）及びごみ出し場所概略図（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の代筆及び提出は、申請者の親族、地域包括支援センター職員又は相談支援専門員が申請者に代わって行うことができる。

（調査及び決定等）

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行い、利用の可否を決定するものとする。

2 市長は、利用を承認するときは、周南市高齢者等のごみ出し支援事業利用承認通知書（別記様式第4号）により、不承認とするときは、周南市高齢者等のごみ出し支援事業利用不承認通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（利用料）

第5条 支援事業の利用料は、無料とする。

（収集するごみの種類）

第6条 支援事業において収集するごみは、次に掲げるものとする。

（1） 燃やせるごみ（可燃ごみ）及び容器包装プラスチック

（2） 容器包装プラスチック以外の資源物（古紙、衣類、びん・缶類、ペットボトル、その他プラスチック）、燃やせないごみ及び処理困難物

（収集方法等）

第7条 前条に規定するごみの収集頻度は、原則として、燃やせるごみ及び容器包装プラスチックにあつては週1回、容器包装プラスチック以外の資源物、燃やせないごみ及び処理困難物にあつては月1回とし、市長が指定した日に収集するものとする。

2 収集場所は、原則として、支援事業を利用する者（以下「利用者」という。）の自宅玄関付近とする。ただし、ごみ出し、収集等に支障があると認められる場合は、利用者と協議の上収集場所を決定する。

（ごみの分別）

第8条 利用者は、ごみの分別を適正に行わなければならない。

2 市長は、ごみの分別が適正に行われていない場合は、利用者に説明し、ごみの分別を適正に行うことができるよう、親族又は関係者と協議するものとする。

(連絡及び届出)

第9条 利用者は、予定されたごみの収集日にごみを排出しない場合は、収集日の前日までに市長に申し出なければならない。

2 利用者は、次のいずれかに該当するときは、周南市高齢者等のごみ出し支援事業利用変更届（別記様式第6号）により市長に届け出なければならない。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (2) 第3条の規定による申請の内容に変更があったとき。
- (3) 第7条に規定する収集方法等について変更があるとき。
- (4) 利用者が長期不在その他の理由により、支援事業の利用を一時停止し、又は再開しようとするとき。

(利用承認の取消し)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消すことができるものとする。

- (1) 第2条に規定する要件に該当しないことが明らかとなったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段等により支援事業を利用したとき。
- (3) 前条第2項第4号に規定する届出がないまま、長期不在の状態になったとき。
- (4) この要綱の規定に違反し、改善が見られないとき。
- (5) その他支援事業を実施することが著しく困難であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により支援事業の利用の承認を取り消したときは、周南市高齢者等のごみ出し支援事業利用承認取消通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

(安否確認)

第11条 市長は、安否確認を希望する利用者について、ごみ収集時にごみが排出されていない場合は、安否確認を行うものとする。

2 市長は、前項の安否確認に対し、応答が無い場合又は何らかの異変があると認められた場合は、速やかに調査を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日の前日までに、周南市高齢者等のごみ出し支援実証事業実施要綱（令和7年周南市要綱第41号）の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされた申請、決定その他の行為とみなす。
- 3 周南市高齢者等のごみ出し支援実証事業実施要綱は、廃止する。